

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、平成28年度太良町一般会計予算において社会保障施策へ充当しています。

(歳入) 地方消費税交付金 143,558 千円
 うち社会保障財源分 65,927 千円

(歳出) 210,973 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				消費税交付金 (社会保障財源化分)
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	地方債	その他		
社会福祉	子どもの 医療費助成	21,529	5,540	0	52	15,937	5,000
社会福祉	杵藤広域圏 組合負担金 (介護保険費)	177,675	0	0	0	177,675	57,927
保健衛生	各種健(検) 診委託料	11,769	357	0	179	11,233	3,000
合 計		210,973	5,897	0	231	204,845	65,927